

第8章 合併申請

1 合併申請・総務大臣協議

平成16年6月1日の各臨時議会での議決を受けて、桑名市長、多度町長及び長島町長は、同日、合併協議会第14回会議の開催に先立ち、三重県北勢県民局長に合併申請書を手渡しました。

合併申請書の提出を受け、同日、三重県知事は総務大臣に対して桑名市・多度町・長島町の合併に関する正式協議が行われ、6月7日付で総務大臣から三重県知事宛で合併に異議がない旨の回答が行われました。



総 合 第 1 6 号
多合推 第 1 0 号
長 合 第 1 4 4 8 号
平成 1 6 年 6 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦 様

桑名市長 水 谷 元 ㊟

多度町長 鷺 野 利 彦 ㊟

長島町長 平 野 久 克 ㊟

桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年12月6日から桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに「桑名市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 合併の期日
- 第2 合併の方式
- 第3 新市名及び選定の理由
- 第4 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第5 廃置分合を必要とする理由
- 第6 合併協定書及び新市建設計画
- 第7 議会の議決書
- 第8 協議書の写し
- 第9 現況表（市の要件に関する調書を含む）
- 第10 その他の参考資料

桑名市・多度町・長島町の合併に伴う議案は、三重県議会6月定例会に提案され、原案のとおり可決されました。

これを受けて7月1日付で廃置分合について三重県知事の決定書が交付され、同日付で三重県知事から総務大臣への届出が行われました。そして、7月16日に総務省告示第595号で「桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町の廃置分合」について官報への告示がなされました。

なお、字の名称変更については、合併の日に市長職務執行者の専決処分を経て、三重県に届出後、同日付で三重県告示も行われました。

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成16年12月6日から、桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって新たに桑名市を置くものとする。

平成16年7月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦 ㊞

○総務省告示第五百九十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、桑名市、桑名郡多度町及び同郡長島町を廃し、その区域をもって桑名市を設置する旨、三重県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十二月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月十六日

総務大臣 麻生 太郎